

静岡市（静岡地区）中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線赤文字部分は変更箇所）

変 更 後	変 更 前												
第1章～第2章 略	第1章～第2章 略												
第3章 中心市街地の活性化の目標	第3章 中心市街地の活性化の目標												
1～2 略	1～2 略												
3 目標指標設定の考え方 （略）	3 目標指標設定の考え方 （略）												
目標指標1 主要な商店街の空き店舗率 （略）	目標指標1 主要な商店街の空き店舗率 （略）												
【令和8年8月変更時の状況】 令和7年度フォローアップでは、目標指標①の基準値 5.9%、目標値 3.3%に対し、最新値 6.0%の状況であり、基準値を下回っている。基準値を下回った要因は主要事業である空き店舗対策事業の廃止によるもの。主要事業を補完するために、以下の事業を追加することで、目標指標①の達成を目指す。 ・デジタル関連企業の誘致事業（静岡市内に事務所を有しない企業（情報通信業（放送業を除く）又はデザイン業のうちグラフィックデザイン業）が中心市街地内に新たに事務所を開設することに対する助成） ・静岡市スタートアップ立地促進事業（中心市街地に新たに事業所を開設し事業活動を行うスタートアップ（革新的なアイデア、テクノロジー、ビジネスモデルを有し、短期間での急成長又は社会課題解決と持続可能な経済的成長の両立を目指す法人）を対象に、事業所の賃借料及び施設利用料に係る経費の一部を助成する。）	新規追加												
目標指標2～4 略	目標指標2～4 略												
4 略	4 略												
第4章 市街地の整備改善に向けた取組（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項）	第4章 市街地の整備改善に向けた取組（土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項）												
1～2（2）②略	1～2（2）②略												
（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業	（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業												
（略）	（略）												
【事業名】静岡駅えきまち空間再編事業（略）	【事業名】静岡駅えきまち空間再編事業（略）												
【事業名】静岡都心地区都市デザイン推進事業	【事業名】静岡都心地区都市デザイン推進事業												
<table><tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和5年度～令和8年度</td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td>静岡市</td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td>統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成</td></tr></table>	【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度	【実施主体】	静岡市	【事業内容】	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成	<table><tr><td>【事業実施時期】</td><td>令和5年度～令和7年度</td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td>静岡市</td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td>統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成</td></tr></table>	【事業実施時期】	令和5年度～令和7年度	【実施主体】	静岡市	【事業内容】	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成
【事業実施時期】	令和5年度～令和8年度												
【実施主体】	静岡市												
【事業内容】	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成												
【事業実施時期】	令和5年度～令和7年度												
【実施主体】	静岡市												
【事業内容】	統一したコンセプトによるまちづくりを推進するため、都市デザイン指針、基本計画等を作成												
活性化を実現するための位置付け及び必要性	活性化を実現するための位置付け及び必要性												
<table><tr><td>【目標】</td><td>居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進</td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td>中心市街地人口</td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。</td></tr></table>	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	【目標指標】	中心市街地人口	【活性化に資する理由】	市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。	<table><tr><td>【目標】</td><td>居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進</td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td>中心市街地人口</td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td>市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。</td></tr></table>	【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	【目標指標】	中心市街地人口	【活性化に資する理由】	市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。
【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進												
【目標指標】	中心市街地人口												
【活性化に資する理由】	市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。												
【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進												
【目標指標】	中心市街地人口												
【活性化に資する理由】	市民と共有や共感した、統一した都市デザインを作成することで、その内容をまちづくりに反映させ、公民共創による取組に結び付け、まちの魅力を向上させることができ「中心市街地人口」の増加に寄与する。												
【支援措置名】	都市構造再編集集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）												
【支援措置実施時期】	令和5年度～令和8年度												
【支援主体】	国土交通省												

【その他特記事項】			
【事業名】 <u>（4）へ移設</u>			
【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			
【事業名】 <u>静岡駅北口駅前広場周辺再編</u> 事業			
【事業実施時期】		令和6年度～ <u>令和12年度</u>	
【実施主体】		静岡市	
【事業内容】		<u>国道1号交差点を平面横断化し、都心地区全体の回遊性の向上につなげる</u>	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
【目標指標】		中心市街地人口	
【活性化に資する理由】		静岡市の顔となる JR 静岡駅前を、人中心となるウォーカブルな空間へと改変し、まちの魅力を高めることは、中心市街地の活性化の観点からも有用である。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）	
【支援措置実施時期】		令和6年度～ <u>令和12年度</u>	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			
【事業名】静岡駅北口地下広場再整備事業			
【事業実施時期】		令和7年度～令和 <u>9</u> 年度	
【実施主体】		静岡市	
【事業内容】		静岡駅北口地下広場の再整備	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
【目標指標】		観光客数、中心市街地人口	
【活性化に資する理由】		中心市街地の交通結節点である静岡駅に接する北口地下広場空間に市民の憩	

【その他特記事項】			
【事業名】紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業			
【事業実施時期】		令和6年度～	
【実施主体】		紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）	
【事業内容】		商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積 0.83ha）	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
【目標指標】		中心市街地人口	
【活性化に資する理由】		本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業によって、民間活力を活用し、既存の老朽化した建築物等の共同化、土地の高度利用及び市民のニーズに合わせた施設の誘致、歩行者優先の空間づくりや地下道からの新たな動線の確保により、防災機能を向上させるとともに路上駐輪対策に資する駐輪場機能の誘導を行い、新たなまちの賑わいを創出する等、良好な市街地環境の整備と都市機能の更新を図ることを目的とした事業であり、約 240 戸の住宅を整備することを計画しており、「中心市街地人口」の増加 に寄与する。	
【支援措置名】		社会資本整備総合交付金（住環境整備事業－市街地再開発事業）	
【支援措置実施時期】		令和7年度～	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			
【事業名】 <u>JR 静岡駅北口国道横断検討</u> 事業			
【事業実施時期】		令和6年度～	
【実施主体】		静岡市	
【事業内容】		<u>JR 静岡駅の交通結節点機能強化に向けた方策検討のための交通状況調査・分析などの実施</u>	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
【目標指標】		中心市街地人口	
【活性化に資する理由】		静岡市の顔となる JR 静岡駅前を、人中心となるウォーカブルな空間へと改変し、まちの魅力を高めることは、中心市街地の活性化の観点からも有用である。	
【支援措置名】		都市構造再編集集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）	
【支援措置実施時期】		令和6年度～	【支援主体】 国土交通省
【その他特記事項】			
【事業名】静岡駅北口地下広場再整備事業			
【事業実施時期】		令和7年度～令和 <u>8</u> 年度	
【実施主体】		静岡市	
【事業内容】		静岡駅北口地下広場の再整備	
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】		人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進	
【目標指標】		観光客数、中心市街地人口	
【活性化に資する理由】		中心市街地の交通結節点である静岡駅に接する北口地下広場空間に市民の憩	

<table><tr><td>理由【</td><td colspan="3">いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。</td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3">都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）</td></tr><tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和7年度～令和9年度</td><td>【支援主体】</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr></table> （４）国の支援がないその他の事業 （略） 【事業名】訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（略） 【事業名】紺屋町・御幸町地区第一種市街地再開発事業 <table><tr><td>【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和6年度～</td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td colspan="3">紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）</td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td colspan="3">商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積 0.83ha）</td></tr><tr><td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr><tr><td>【目標】</td><td colspan="3">居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進</td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td colspan="3">中心市街地人口</td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業によって、民間活力を活用し、既存の老朽化した建築物等の共同化、土地の高度利用及び市民のニーズに合わせた施設の誘致、歩行者優先の空間づくりや地下道からの新たな動線の確保により、防災機能を向上させるとともに路上駐輪対策に資する駐輪場機能の誘導を行い、新たなまちの賑わいを創出する等、良好な市街地環境の整備と都市機能の更新を図ることを目的とした事業であり、約 240 戸の住宅を整備することを計画しており、「中心市街地人口」の増加 に寄与する。</td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【支援措置実施時期】</td><td></td><td>【支援主体】</td><td></td></tr><tr><td>【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr></table> 【事業名】駿府城エリア歴史文化資源活用事業 <table><tr><td>【事業実施時期】</td><td colspan="3">令和8年度～</td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td colspan="3">静岡市</td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td colspan="3">駿府城エリアに集積する歴史文化資源を核として、高付加価値で特別な体験を創出する。</td></tr><tr><td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr><tr><td>【目標】</td><td colspan="3">人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出</td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td colspan="3">観光客数</td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3">駿府城エリアの各施設において、体験型コンテンツを充実させることにより今までの「鑑賞型」から「滞在・体験型」の歴史文化資源とする。また、各施設を一体のものと捉え、これらのコンテンツを観光商品として磨き上げること及びプロモーションを強化することで、昼間の施設見学から夕方以降の体験・飲食・周遊へとつながる観光導線の構築を目指す。本事業により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。</td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3"></td></tr></table>	理由【	いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。			【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）			【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省	【その他特記事項】				【事業実施時期】	令和6年度～			【実施主体】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）			【事業内容】	商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積 0.83ha）			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進			【目標指標】	中心市街地人口			【活性化に資する理由】	本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業によって、民間活力を活用し、既存の老朽化した建築物等の共同化、土地の高度利用及び市民のニーズに合わせた施設の誘致、歩行者優先の空間づくりや地下道からの新たな動線の確保により、防災機能を向上させるとともに路上駐輪対策に資する駐輪場機能の誘導を行い、新たなまちの賑わいを創出する等、良好な市街地環境の整備と都市機能の更新を図ることを目的とした事業であり、約 240 戸の住宅を整備することを計画しており、「中心市街地人口」の増加 に寄与する。			【支援措置名】				【支援措置実施時期】		【支援主体】		【その他特記事項】				【事業実施時期】	令和8年度～			【実施主体】	静岡市			【事業内容】	駿府城エリアに集積する歴史文化資源を核として、高付加価値で特別な体験を創出する。			活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出			【目標指標】	観光客数			【活性化に資する理由】	駿府城エリアの各施設において、体験型コンテンツを充実させることにより今までの「鑑賞型」から「滞在・体験型」の歴史文化資源とする。また、各施設を一体のものと捉え、これらのコンテンツを観光商品として磨き上げること及びプロモーションを強化することで、昼間の施設見学から夕方以降の体験・飲食・周遊へとつながる観光導線の構築を目指す。本事業により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。			【支援措置名】				<table><tr><td>理由【</td><td colspan="3">いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。</td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3">都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）</td></tr><tr><td>【支援措置実施時期】</td><td>令和7年度～令和8年度</td><td>【支援主体】</td><td>国土交通省</td></tr><tr><td>【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr></table> （４）国の支援がないその他の事業 （略） 【事業名】訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（略） 【事業名】(3) から移設 <table><tr><td>【事業実施時期】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr><tr><td>【目標】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【支援措置実施時期】</td><td></td><td>【支援主体】</td><td></td></tr><tr><td>【その他特記事項】</td><td colspan="3"></td></tr></table> 【事業名】事業の新規追加 <table><tr><td>【事業実施時期】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【実施主体】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【事業内容】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td colspan="4">活性化を実現するための位置付け及び必要性</td></tr><tr><td>【目標】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【目標指標】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【活性化に資する理由】</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>【支援措置名】</td><td colspan="3"></td></tr></table>	理由【	いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。			【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）			【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省	【その他特記事項】				【事業実施時期】				【実施主体】				【事業内容】				活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】				【目標指標】				【活性化に資する理由】				【支援措置名】				【支援措置実施時期】		【支援主体】		【その他特記事項】				【事業実施時期】				【実施主体】				【事業内容】				活性化を実現するための位置付け及び必要性				【目標】				【目標指標】				【活性化に資する理由】				【支援措置名】			
理由【	いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。																																																																																																																																																																																
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）																																																																																																																																																																																
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省																																																																																																																																																																														
【その他特記事項】																																																																																																																																																																																	
【事業実施時期】	令和6年度～																																																																																																																																																																																
【実施主体】	紺屋町・御幸町地区市街地再開発組合（予定）																																																																																																																																																																																
【事業内容】	商業・業務・居住・駐輪場等の整備を図る再開発事業の実施（面積 0.83ha）																																																																																																																																																																																
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																																																	
【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進																																																																																																																																																																																
【目標指標】	中心市街地人口																																																																																																																																																																																
【活性化に資する理由】	本事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業によって、民間活力を活用し、既存の老朽化した建築物等の共同化、土地の高度利用及び市民のニーズに合わせた施設の誘致、歩行者優先の空間づくりや地下道からの新たな動線の確保により、防災機能を向上させるとともに路上駐輪対策に資する駐輪場機能の誘導を行い、新たなまちの賑わいを創出する等、良好な市街地環境の整備と都市機能の更新を図ることを目的とした事業であり、約 240 戸の住宅を整備することを計画しており、「中心市街地人口」の増加 に寄与する。																																																																																																																																																																																
【支援措置名】																																																																																																																																																																																	
【支援措置実施時期】		【支援主体】																																																																																																																																																																															
【その他特記事項】																																																																																																																																																																																	
【事業実施時期】	令和8年度～																																																																																																																																																																																
【実施主体】	静岡市																																																																																																																																																																																
【事業内容】	駿府城エリアに集積する歴史文化資源を核として、高付加価値で特別な体験を創出する。																																																																																																																																																																																
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																																																	
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出																																																																																																																																																																																
【目標指標】	観光客数																																																																																																																																																																																
【活性化に資する理由】	駿府城エリアの各施設において、体験型コンテンツを充実させることにより今までの「鑑賞型」から「滞在・体験型」の歴史文化資源とする。また、各施設を一体のものと捉え、これらのコンテンツを観光商品として磨き上げること及びプロモーションを強化することで、昼間の施設見学から夕方以降の体験・飲食・周遊へとつながる観光導線の構築を目指す。本事業により、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。																																																																																																																																																																																
【支援措置名】																																																																																																																																																																																	
理由【	いの場となる改修及び機能の再配置、そして静岡の玄関口で静岡らしさを感じてもらえる空間を創出する本事業は、来街者の増加につながり「中心市街地人口」や「観光客数」の増加に寄与する。																																																																																																																																																																																
【支援措置名】	都市構造再編集中支援事業（都市再生整備計画事業）（駿府ふれあい地区）																																																																																																																																																																																
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省																																																																																																																																																																														
【その他特記事項】																																																																																																																																																																																	
【事業実施時期】																																																																																																																																																																																	
【実施主体】																																																																																																																																																																																	
【事業内容】																																																																																																																																																																																	
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																																																	
【目標】																																																																																																																																																																																	
【目標指標】																																																																																																																																																																																	
【活性化に資する理由】																																																																																																																																																																																	
【支援措置名】																																																																																																																																																																																	
【支援措置実施時期】		【支援主体】																																																																																																																																																																															
【その他特記事項】																																																																																																																																																																																	
【事業実施時期】																																																																																																																																																																																	
【実施主体】																																																																																																																																																																																	
【事業内容】																																																																																																																																																																																	
活性化を実現するための位置付け及び必要性																																																																																																																																																																																	
【目標】																																																																																																																																																																																	
【目標指標】																																																																																																																																																																																	
【活性化に資する理由】																																																																																																																																																																																	
【支援措置名】																																																																																																																																																																																	

【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第5章 都市福利機能の向上に向けた取組（都市福利施設を整備する事業に関する事項）

1～2（2）② 略

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業【再掲】（略）

【事業名】放課後子ども教室推進事業（葵小学校区、森下小学校区）

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市教育委員会		
【事業内容】	放課後子ども教室は、開設した学校の1年生から6年生の全児童を対象として、安心して安全な体験の場・交流の場を、子どもたちが通いながれた学校の施設を利用して提供する社会教育事業。各種体験活動や地域の方々・異学年の児童と触れ合いながら、様々な活動を行い、子どもたちの自主性や社会性、創造性を育むことを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
【目標指標】	中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	地域の住民と子どもたちの交流による地域コミュニティの充実を図ることが可能となる。		
【支援措置名】	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか15棟保存伝承事業）（略）

（4）略

第6章 略

第7章 経済活力の向上に向けた取組（中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項）

1～2（1）略

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

（略）

【事業名】中心市街地にぎわい創出事業（略）

【事業名】商業活性化グループ事業

【事業実施時期】	平成27年度～ <u>令和7年度</u>		
【実施主体】	各商業者グループ		
【事業内容】	地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るため、地域の商業者等により組織された商業グループによって実施される商業活性化事業（商業の振		

【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

第5章 都市福利機能の向上に向けた取組（都市福利施設を整備する事業に関する事項）

1～2（2）② 略

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】御幸町9番・伝馬町4番地区第一種市街地再開発事業【再掲】（略）

【事業名】放課後子ども教室推進事業（葵小学校区、伝馬町小学校区、森下小学校区）

【事業実施時期】	令和4年度～		
【実施主体】	静岡市教育委員会		
【事業内容】	放課後子ども教室は、開設した学校の1年生から6年生の全児童を対象として、安心して安全な体験の場・交流の場を、子どもたちが通いながれた学校の施設を利用して提供する社会教育事業。各種体験活動や地域の方々・異学年の児童と触れ合いながら、様々な活動を行い、子どもたちの自主性や社会性、創造性を育むことを目的とする。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進		
【目標指標】	中心市街地人口		
【活性化に資する理由】	地域の住民と子どもたちの交流による地域コミュニティの充実を図ることが可能となる。		
【支援措置名】	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金		
【支援措置実施時期】	令和4年度～	【支援主体】	文部科学省
【その他特記事項】			

【事業名】静岡浅間神社保存修理事業（神部神社浅間神社本殿ほか15棟保存伝承事業）（略）

（4）略

第6章 略

第7章 経済活力の向上に向けた取組（中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項）

1～2（1）略

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

（略）

【事業名】中心市街地にぎわい創出事業（略）

【事業名】商業活性化グループ事業

【事業実施時期】	平成27年度～		
【実施主体】	各商業者グループ		
【事業内容】	地域経済の活性化及び市内のにぎわいの創出を図るため、地域の商業者等により組織された商業グループによって実施される商業活性化事業（商業の振		

【事業名】商店街アドバイザー派遣事業（略）
【事業名】商店街まちづくりプラン推進事業（略）

【事業実施時期】	平成 15 年度～ <u>令和 7 年度</u>		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	一店逸品事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	商店街が各店舗の商品やサービスについて、共同研究・検討などを行い、新商品の開発・新サービスの事業展開などに取り組む本事業は、各個店が個性あふれる商品・サービスを扱う店舗発展することで、商業機能の強化につながり「 <u>主要な商店街の</u> 空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和 4 年 4 月～令和 <u>8</u> 年 3 月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業実施時期】	令和3年度～ <u>令和7年度</u>
【実施主体】	静岡市
【事業内容】	お茶を活用したにぎわいイベント開催・プロモーション
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出
【目標指標】	観光客数

【事業名】 商店街アドバイザー派遣事業（略）
 【事業名】 商店街まちづくりプラン推進事業（略）

【事業実施時期】	平成 15 年度～		
【実施主体】	各商店街団体		
【事業内容】	一店逸品事業の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上		
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率		
【活性化に資する理由】	商店街が各店舗の商品やサービスについて、共同研究・検討などを行い、新商品の開発・新サービスの事業展開などに取り組む本事業は、各個店が個性あふれる商品・サービスを扱う店舗発展することで、商業機能の強化につながり「空き店舗率」の低減に寄与する。		
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和 <u>9</u> 年3月	【支援主体】	総務省
【その他特記事項】	区域内		

【事業実施時期】	令和3年度～
【実施主体】	静岡市
【事業内容】	お茶を活用したにぎわいイベント開催・プロモーション
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出
【目標指標】	観光客数

	【活性化に資する理由】	静岡地区中心市街地において、お茶をテーマとしたイベントの開催や中心市街地での情報発信事業を行うものである。本市の地域資源を活用したソフト事業を実施しにぎわい創出を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
	【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
	【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和8年3月	【支援主体】	総務省
	【その他特記事項】	区域内		

(略)

【事業名】 中心市街地における統計調査実施事業（略）

【事業名】 デジタル関連企業の誘致事業				
【事業実施時期】	令和7年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	静岡市内に事務所を有しない企業（情報通信業（放送業を除く）又はデザイン業のうちグラフィックデザイン業）が中心市街地内に新たに事務所を開設することに対する助成			
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上			
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率			
【活性化に資する理由】	大学生から人気の高い「情報通信業」を中心市街地に誘致することは、学生の市内就職率の向上及びオフィスの集積による経済活力の向上に資するものであり、空き店舗の減少や歩行者通行量の増加に寄与する。			
【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業			
【支援措置実施時期】	令和8年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省	
【その他特記事項】	区域内			

【事業名】 静岡市スタートアップ立地促進事業				
【事業実施時期】	令和7年度～			
【実施主体】	静岡市			
【事業内容】	中心市街地に新たに事業所を開設し事業活動を行うスタートアップ（革新的なアイデア、テクノロジー、ビジネスモデルを有し、短期間での急成長又は社会課題解決と持続可能な経済的成長の両立を目指す法人）を対象に、事業所の賃借料及び施設利用料に係る経費の一部を助成する。			
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 居心地が良く暮らし続けられるまちづくりの推進			
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、中心市街地人口			
【活性化に資する理由】	スタートアップは、革新的なアイデアやテクノロジー、ビジネスモデルを通じて、社会課題の解決や地域経済の成長を実現する新たな担い手として期待されている。 中心市街地へのスタートアップの集積・定着を促進する本事業は、事業所の集積による魅力ある雇用の創出及び中心市街地の活性化、並びに交流・連携			

	【活性化に資する理由】	静岡地区中心市街地において、お茶をテーマとしたイベントの開催や中心市街地での情報発信事業を行うものである。本市の地域資源を活用したソフト事業を実施しにぎわい創出を図る本事業は、来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する。		
	【支援措置名】	中心市街地活性化ソフト事業		
	【支援措置実施時期】	令和4年4月～令和9年3月	【支援主体】	総務省
	【その他特記事項】	区域内		

(略)

【事業名】 中心市街地における統計調査実施事業（略）

【事業名】 事業の新規追加				
【事業実施時期】				
【実施主体】				
【事業内容】				
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】				
【目標指標】				
【活性化に資する理由】				
【支援措置名】				
【支援措置実施時期】		【支援主体】		
【その他特記事項】				

【事業名】 事業の新規追加				
【事業実施時期】				
【実施主体】				
【事業内容】				
活性化を実現するための位置付け及び必要性				
【目標】				
【目標指標】				
【活性化に資する理由】				

		<u>の促進によるオープンイノベーションの推進を図るものであり、地域経済の活力向上につながり、「主要な商店街の空き店舗率」の低減や「中心市街地人口」の増加に寄与する。</u>	
【支援措置名】	<u>中心市街地活性化ソフト事業</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和8年4月～令和9年3月</u>	【支援主体】	<u>総務省</u>
【その他特記事項】	<u>区域内</u>		

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】屋内型遊び場事業支援補助金（略）

【事業名】子ども関連施設出店事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	商店街の空き店舗を対象に子ども関連施設を整備する取組に対して費用の一部を助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
【活性化に資する理由】	商店街の空き店舗を活用した子ども関連の施設の整備への助成を実施する本事業は、商店街の地域におけるコミュニティ機能（子育て、教育等の交流の場）を強化し、商店街の魅力を向上させることに繋がり、延いては「 <u>主要な商店街の空き店舗率</u> 」「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	<u>地域未来交付金（地域未来推進型）</u>		
【支援措置実施時期】	<u>令和8年度</u>	【支援主体】	<u>内閣府</u>
【その他特記事項】			

【事業名】子どもの遊び場設置・運営事業

【事業実施時期】	令和7年度～
【実施主体】	静岡市
【事業内容】	商店街（七間町名店街）の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯のニーズが大きい屋内型遊び場を設置・運営する、地元商店街団体等からなる実行委員会の経費の一部を助成する事業。これにより、子育て世帯の利便性を高め来街の増加につなげていく。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	居心地がよく暮らし続けられるまちづくりの推進

【支援措置名】				
【支援措置実施時期】			【支援主体】	
【その他特記事項】				

（２）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

【事業名】屋内型遊び場事業支援補助金（略）

【事業名】子ども関連施設出店事業

【事業実施時期】	令和6年度～		
【実施主体】	民間事業者		
【事業内容】	商店街の空き店舗を対象に子ども関連施設を整備する取組に対して費用の一部を助成		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	魅力的な人とお店が出会い新たな価値を創造するまちづくりによる商業機能の向上 人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
【目標指標】	主要な商店街の空き店舗率、観光客数		
【活性化に資する理由】	商店街の空き店舗を活用した子ども関連の施設の整備への助成を実施する本事業は、商店街の地域におけるコミュニティ機能（子育て、教育等の交流の場）を強化し、商店街の魅力を向上させることに繋がり、延いては「 <u>新規事業者数</u> 」「観光客数」の増加に寄与する。		
【支援措置名】	デジタル田園都市国家構想交付金		
【支援措置実施時期】	令和6年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	支援措置の追加		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】子どもの遊び場設置・運営事業

【事業実施時期】	令和7年度
【実施主体】	静岡市
【事業内容】	商店街（七間町名店街）の空き店舗を活用し、子どもや子育て世帯のニーズが大きい屋内型遊び場を設置・運営する、地元商店街団体等からなる実行委員会の経費の一部を助成する事業。これにより、子育て世帯の利便性を高め来街の増加につなげていく。
活性化を実現するための位置付け及び必要性	
【目標】	居心地がよく暮らし続けられるまちづくりの推進

【目標指標】	中心市街地人口		
	【活性化に資する理由】		
	子育て世帯のニーズが大きい屋内型遊び場の設置により、子育て 環境が向上し、子育て世帯の居住が促進される。		
	【支援措置名】		
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 駿府城跡天守台野外展示事業（VR・AR 活用事業）			
【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	CGによる駿府城天守のVRの制作、駿府城天守のVRと現実の石垣を重ねたARの制作。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光客数		
【活性化に資する理由】	本事業は駿府城公園内で発見された2つの天守台跡の遺構を歴史博物館と連携したフィールドミュージアムの要素として活用するものである。本事業によって来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する有用な事業である。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【事業名】 東海道における街道観光推進事業			
【事業実施時期】	令和8年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	デジタルで東海道の宿場・峠・文化施設等を連結し、旅行者の移動や滞在を後押しする基盤（デジタル基盤）の構築及び基盤を活用した周遊施策の実施		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光客数		
【活性化に資する理由】	東海道の2峠（薩埵峠、宇津ノ谷峠）を中心とした2つのエリア間の往来を主軸に、各宿場への立ち寄り前後の府中宿（静岡駅・静岡市街地）及び江尻宿（清水区中心市街地）における周遊を促し、全体的な滞在時間を伸ばすことで、観光客数の増加に寄与するものである。		
【支援措置名】	地域未来交付金（地域未来推進型）		
【支援措置実施時期】	令和8年度	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			

【目標指標】	中心市街地人口		
	【活性化に資する理由】		
	子育て世帯のニーズが大きい屋内型遊び場の設置により、子育て 環境が向上し、子育て世帯の居住が促進される。		
	【支援措置名】		
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	支援措置の追加		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 駿府城跡天守台野外展示事業（VR・AR 活用事業）			
【事業実施時期】	令和7年度～		
【実施主体】	静岡市		
【事業内容】	CGによる駿府城天守のVRの制作、駿府城天守のVRと現実の石垣を重ねたARの制作。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	人々が訪れてみたいと憧れを抱く個性あるまちづくりによるにぎわいの創出		
【目標指標】	観光客数		
【活性化に資する理由】	本事業は駿府城公園内で発見された2つの天守台跡の遺構を歴史博物館と連携したフィールドミュージアムの要素として活用するものである。本事業によって来街者の増加につながり「歩行者通行量」や「観光客数」の増加に寄与する有用な事業である。		
【支援措置名】	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）		
【支援措置実施時期】	令和7年度～	【支援主体】	内閣府
【その他特記事項】			
【支援措置名】	支援措置の追加		
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

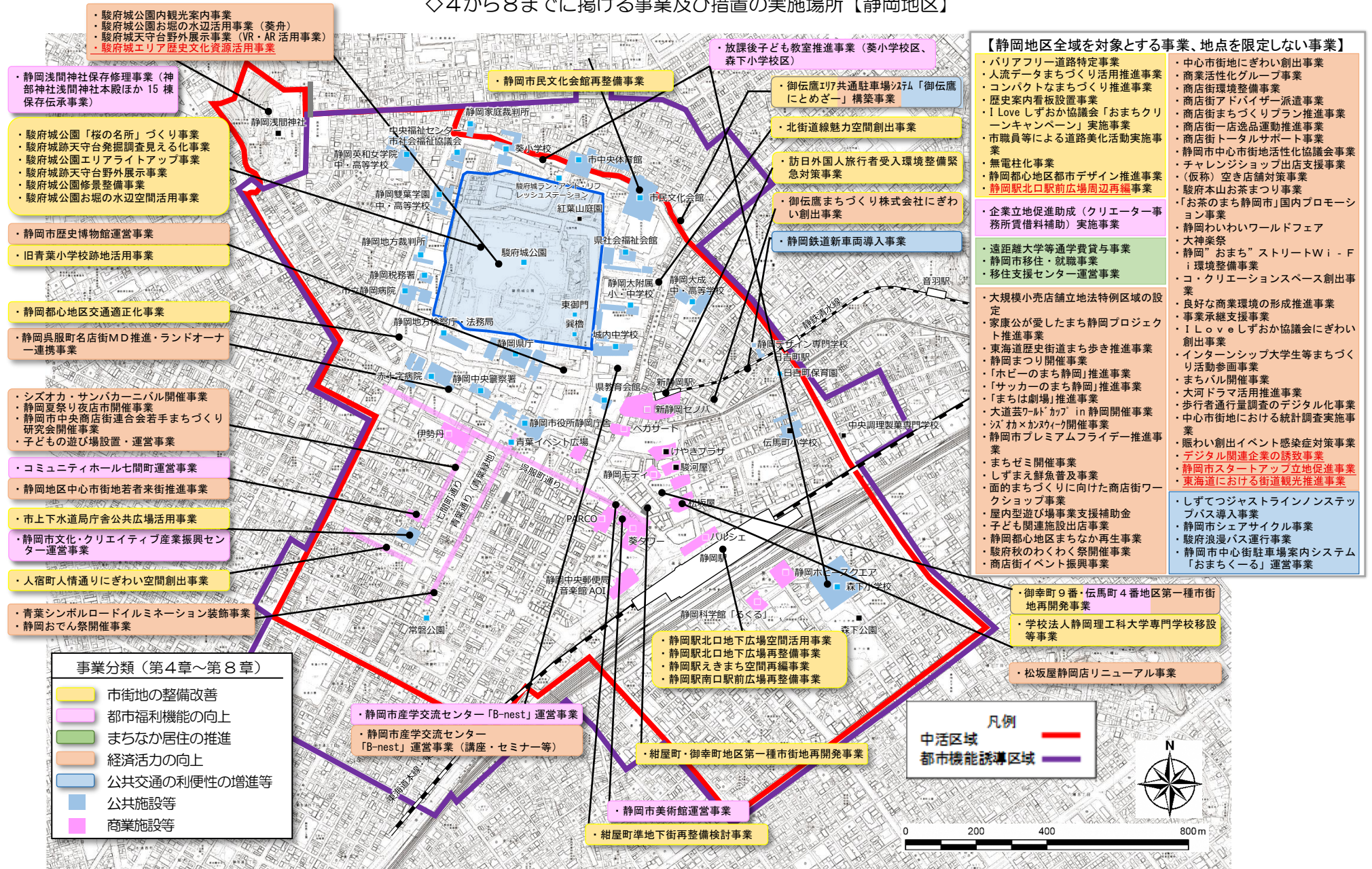
【事業名】 事業の新規追加			
【事業実施時期】			
【実施主体】			
【事業内容】			
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】			
【目標指標】			
【活性化に資する理由】			
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

(3) ~ (4) 略 第8章 公共交通の利便性の増進等に向けた取組（4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項） 1～2 略 ◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所【静岡地区】 ※図表は別紙参照 第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 1 市の推進体制（静岡市まちづくり推進本部） (1) 概要 (略) 【静岡市中心市街地活性化推進本部】 <table><tr><td>経済局の事務を担当する副市長</td><td>経済局商工部長</td></tr><tr><td>経済局長</td><td>経済局農政部長</td></tr><tr><td>都市局長</td><td>経済局海洋政策部長</td></tr><tr><td>総合政策局次長</td><td>都市局都市計画部長</td></tr><tr><td>財政局財政部長</td><td>都市局建築部長</td></tr><tr><td>観光文化・市民局次長</td><td>建設局道路部長</td></tr><tr><td>経済局産業基盤強化本部長</td><td></td></tr></table> 【中心市街地活性化部会】 <table><tr><td>経済局商工部長</td><td>経済局海洋政策部清水みなと振興課長</td></tr><tr><td>総合政策局総合政策課長</td><td>経済局農政部農業政策課長</td></tr><tr><td>総合政策局社会共有資産利活用推進課長</td><td>経済局農政部水産振興課長</td></tr><tr><td>財政局財政部財政課長</td><td>都市局都市計画部都市計画課長</td></tr><tr><td>観光文化・市民局観光国際課長</td><td>都市局都市計画部景観まちづくり課長</td></tr><tr><td>観光文化・市民局歴史文化課長</td><td>都市局都市計画部交通政策課長</td></tr><tr><td>観光文化・市民局文化政策課長</td><td>都市局都市計画部清水まちづくり推進課長</td></tr><tr><td>観光文化・市民局スポーツ振興課長</td><td>都市局都市計画部緑地政策課長</td></tr><tr><td>経済局産業基盤強化本部次長</td><td>都市局都市計画部公園建設管理課長</td></tr><tr><td>経済局商工部産業政策課長</td><td>都市局建築部建築総務課長</td></tr><tr><td>経済局商工部産業振興課長</td><td>建設局道路部道路計画課長</td></tr><tr><td>経済局商工部商業労政課長</td><td>建設局道路部道路保全課長</td></tr><tr><td>経済局海洋政策部B X推進課長</td><td></td></tr></table> 【連絡会】 <table><tr><td>総合政策局総合政策課</td><td>経済局海洋政策部清水みなと振興課</td></tr><tr><td>総合政策局社会共有資産利活用推進課</td><td>経済局農政部農業政策課</td></tr><tr><td>財政局財政部財政課</td><td>経済局農政部水産振興課</td></tr><tr><td>観光文化・市民局観光国際課</td><td>都市局都市計画部都市計画課</td></tr></table>	経済局の事務を担当する副市長	経済局商工部長	経済局長	経済局農政部長	都市局長	経済局海洋政策部長	総合政策局次長	都市局都市計画部長	財政局財政部長	都市局建築部長	観光文化・市民局次長	建設局道路部長	経済局産業基盤強化本部長		経済局商工部長	経済局海洋政策部清水みなと振興課長	総合政策局総合政策課長	経済局農政部農業政策課長	総合政策局社会共有資産利活用推進課長	経済局農政部水産振興課長	財政局財政部財政課長	都市局都市計画部都市計画課長	観光文化・市民局観光国際課長	都市局都市計画部景観まちづくり課長	観光文化・市民局歴史文化課長	都市局都市計画部交通政策課長	観光文化・市民局文化政策課長	都市局都市計画部清水まちづくり推進課長	観光文化・市民局スポーツ振興課長	都市局都市計画部緑地政策課長	経済局産業基盤強化本部次長	都市局都市計画部公園建設管理課長	経済局商工部産業政策課長	都市局建築部建築総務課長	経済局商工部産業振興課長	建設局道路部道路計画課長	経済局商工部商業労政課長	建設局道路部道路保全課長	経済局海洋政策部B X推進課長		総合政策局総合政策課	経済局海洋政策部清水みなと振興課	総合政策局社会共有資産利活用推進課	経済局農政部農業政策課	財政局財政部財政課	経済局農政部水産振興課	観光文化・市民局観光国際課	都市局都市計画部都市計画課	(3) ~ (4) 略 第8章 公共交通の利便性の増進等に向けた取組（4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項） 1～2 略 ◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所【静岡地区】 ※図表は別紙参照 第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 1 市の推進体制（静岡市まちづくり推進本部） (1) 概要 (略) 【静岡市中心市街地活性化推進本部】 <table><tr><td>経済局の事務を担当する副市長</td><td>経済局商工部長</td></tr><tr><td>経済局長</td><td>経済局農政部長</td></tr><tr><td>都市局長</td><td>経済局海洋政策部長</td></tr><tr><td>総合政策局次長</td><td>都市局都市計画部長</td></tr><tr><td>財政局財政部長</td><td>都市局建築部長</td></tr><tr><td>観光交流文化局次長</td><td>建設局道路部長</td></tr><tr><td>新規追加</td><td></td></tr></table> 【中心市街地活性化部会】 <table><tr><td>経済局商工部長</td><td>経済局商工部商業労政課長</td></tr><tr><td>総合政策局企画課長</td><td>経済局海洋政策部B X推進課長</td></tr><tr><td>総合政策局社会共有資産利活用推進課長</td><td>経済局海洋政策部清水みなと振興課長</td></tr><tr><td>財政局財政部財政課長</td><td>経済局農政部農業政策課長</td></tr><tr><td>観光交流文化局観光政策課長</td><td>経済局農政部水産振興課長</td></tr><tr><td>観光交流文化局国際交流課長</td><td>都市局都市計画部都市計画課長</td></tr><tr><td>観光交流文化局歴史文化課長</td><td>都市局都市計画部景観まちづくり課長</td></tr><tr><td>観光交流文化局文化政策課長</td><td>都市局都市計画部交通政策課長</td></tr><tr><td>観光交流文化局スポーツ振興課長</td><td>都市局都市計画部清水まちづくり推進課長</td></tr><tr><td>経済局商工部産業政策課長</td><td>都市局都市計画部緑地政策課長</td></tr><tr><td>経済局商工部産業振興課長</td><td>都市局都市計画部公園建設管理課長</td></tr><tr><td>建設局道路部道路保全課長</td><td>都市局建築部建築総務課長</td></tr><tr><td>新規追加</td><td></td></tr></table> 【連絡会】 <table><tr><td>総合政策局企画課</td><td>経済局海洋政策部B X推進課</td></tr><tr><td>総合政策局社会共有資産利活用推進課</td><td>経済局海洋政策部清水みなと振興課</td></tr><tr><td>財政局財政部財政課</td><td>経済局農政部農業政策課</td></tr><tr><td>観光交流文化局観光政策課</td><td>経済局農政部水産振興課</td></tr></table>	経済局の事務を担当する副市長	経済局商工部長	経済局長	経済局農政部長	都市局長	経済局海洋政策部長	総合政策局次長	都市局都市計画部長	財政局財政部長	都市局建築部長	観光交流文化局次長	建設局道路部長	新規追加		経済局商工部長	経済局商工部商業労政課長	総合政策局企画課長	経済局海洋政策部B X推進課長	総合政策局社会共有資産利活用推進課長	経済局海洋政策部清水みなと振興課長	財政局財政部財政課長	経済局農政部農業政策課長	観光交流文化局観光政策課長	経済局農政部水産振興課長	観光交流文化局国際交流課長	都市局都市計画部都市計画課長	観光交流文化局歴史文化課長	都市局都市計画部景観まちづくり課長	観光交流文化局文化政策課長	都市局都市計画部交通政策課長	観光交流文化局スポーツ振興課長	都市局都市計画部清水まちづくり推進課長	経済局商工部産業政策課長	都市局都市計画部緑地政策課長	経済局商工部産業振興課長	都市局都市計画部公園建設管理課長	建設局道路部道路保全課長	都市局建築部建築総務課長	新規追加		総合政策局企画課	経済局海洋政策部B X推進課	総合政策局社会共有資産利活用推進課	経済局海洋政策部清水みなと振興課	財政局財政部財政課	経済局農政部農業政策課	観光交流文化局観光政策課	経済局農政部水産振興課
経済局の事務を担当する副市長	経済局商工部長																																																																																																
経済局長	経済局農政部長																																																																																																
都市局長	経済局海洋政策部長																																																																																																
総合政策局次長	都市局都市計画部長																																																																																																
財政局財政部長	都市局建築部長																																																																																																
観光文化・市民局次長	建設局道路部長																																																																																																
経済局産業基盤強化本部長																																																																																																	
経済局商工部長	経済局海洋政策部清水みなと振興課長																																																																																																
総合政策局総合政策課長	経済局農政部農業政策課長																																																																																																
総合政策局社会共有資産利活用推進課長	経済局農政部水産振興課長																																																																																																
財政局財政部財政課長	都市局都市計画部都市計画課長																																																																																																
観光文化・市民局観光国際課長	都市局都市計画部景観まちづくり課長																																																																																																
観光文化・市民局歴史文化課長	都市局都市計画部交通政策課長																																																																																																
観光文化・市民局文化政策課長	都市局都市計画部清水まちづくり推進課長																																																																																																
観光文化・市民局スポーツ振興課長	都市局都市計画部緑地政策課長																																																																																																
経済局産業基盤強化本部次長	都市局都市計画部公園建設管理課長																																																																																																
経済局商工部産業政策課長	都市局建築部建築総務課長																																																																																																
経済局商工部産業振興課長	建設局道路部道路計画課長																																																																																																
経済局商工部商業労政課長	建設局道路部道路保全課長																																																																																																
経済局海洋政策部B X推進課長																																																																																																	
総合政策局総合政策課	経済局海洋政策部清水みなと振興課																																																																																																
総合政策局社会共有資産利活用推進課	経済局農政部農業政策課																																																																																																
財政局財政部財政課	経済局農政部水産振興課																																																																																																
観光文化・市民局観光国際課	都市局都市計画部都市計画課																																																																																																
経済局の事務を担当する副市長	経済局商工部長																																																																																																
経済局長	経済局農政部長																																																																																																
都市局長	経済局海洋政策部長																																																																																																
総合政策局次長	都市局都市計画部長																																																																																																
財政局財政部長	都市局建築部長																																																																																																
観光交流文化局次長	建設局道路部長																																																																																																
新規追加																																																																																																	
経済局商工部長	経済局商工部商業労政課長																																																																																																
総合政策局企画課長	経済局海洋政策部B X推進課長																																																																																																
総合政策局社会共有資産利活用推進課長	経済局海洋政策部清水みなと振興課長																																																																																																
財政局財政部財政課長	経済局農政部農業政策課長																																																																																																
観光交流文化局観光政策課長	経済局農政部水産振興課長																																																																																																
観光交流文化局国際交流課長	都市局都市計画部都市計画課長																																																																																																
観光交流文化局歴史文化課長	都市局都市計画部景観まちづくり課長																																																																																																
観光交流文化局文化政策課長	都市局都市計画部交通政策課長																																																																																																
観光交流文化局スポーツ振興課長	都市局都市計画部清水まちづくり推進課長																																																																																																
経済局商工部産業政策課長	都市局都市計画部緑地政策課長																																																																																																
経済局商工部産業振興課長	都市局都市計画部公園建設管理課長																																																																																																
建設局道路部道路保全課長	都市局建築部建築総務課長																																																																																																
新規追加																																																																																																	
総合政策局企画課	経済局海洋政策部B X推進課																																																																																																
総合政策局社会共有資産利活用推進課	経済局海洋政策部清水みなと振興課																																																																																																
財政局財政部財政課	経済局農政部農業政策課																																																																																																
観光交流文化局観光政策課	経済局農政部水産振興課																																																																																																

観光文化・市民局 歴史文化課 都市局都市計画部景観まちづくり課	観光文化・市民局 文化政策課 都市局都市計画部交通政策課
	観光文化・市民局 スポーツ振興課 都市局都市計画部清水まちづくり推進課
	経済局産業基盤強化本部 都市局都市計画部緑地政策課
	経済局商工部産業政策課 都市局都市計画部公園建設管理課
	経済局商工部産業振興課 都市局建築部建築総務課
	経済局商工部商業労政課 建設局道路部道路計画課
	経済局海洋政策部 B X 推進課 建設局道路部道路保全課
(2) 略 2 中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 略 (2) 開催状況 (略) ⑭令和7年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会（令和8年1月）：書面決議 ⑮令和7年度第3回静岡市中心市街地活性化協議会（令和8年3月23日） ⑯令和8年度第1回静岡市中心市街地活性化協議会（令和8年5月22日） (3) 略 3 略 第10章～第12章 略	観光交流文化局国際交流課 都市局都市計画部都市計画課
	観光交流文化局 歴史文化課 都市局都市計画部景観まちづくり課
	観光交流文化局 文化政策課 都市局都市計画部交通政策課
	観光交流文化局 スポーツ振興課 都市局都市計画部清水まちづくり推進課
	経済局商工部産業政策課 都市局都市計画部緑地政策課
	経済局商工部産業振興課 都市局都市計画部公園建設管理課
	経済局商工部商業労政課 都市局建築部建築総務課
	建設局道路部道路保全課 建設局道路部道路計画課
(2) 略 2 中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 略 (2) 開催状況 (略) ⑭令和7年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会（令和8年1月）：書面決議 新規追加 (3) 略 3 略 第10章～第12章 略	観光交流文化局国際交流課 都市局都市計画部都市計画課
	観光交流文化局 歴史文化課 都市局都市計画部景観まちづくり課
	観光交流文化局 文化政策課 都市局都市計画部交通政策課
	観光交流文化局 スポーツ振興課 都市局都市計画部清水まちづくり推進課
	経済局商工部産業政策課 都市局都市計画部緑地政策課
	経済局商工部産業振興課 都市局都市計画部公園建設管理課
	経済局商工部商業労政課 都市局建築部建築総務課
	建設局道路部道路保全課 建設局道路部道路計画課
(2) 略 2 中心市街地活性化協議会に関する事項 (1) 略 (2) 開催状況 (略) ⑭令和7年度第2回静岡市中心市街地活性化協議会（令和8年1月）：書面決議 新規追加 (3) 略 3 略 第10章～第12章 略	観光交流文化局国際交流課 都市局都市計画部都市計画課
	観光交流文化局 歴史文化課 都市局都市計画部景観まちづくり課
	観光交流文化局 文化政策課 都市局都市計画部交通政策課
	観光交流文化局 スポーツ振興課 都市局都市計画部清水まちづくり推進課
	経済局商工部産業政策課 都市局都市計画部緑地政策課
	経済局商工部産業振興課 都市局都市計画部公園建設管理課
	経済局商工部商業労政課 都市局建築部建築総務課
	建設局道路部道路保全課 建設局道路部道路計画課

修正後

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所【静岡地区】



◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施場所【静岡地区】

